

< 設備取得や雇用で税制特例の特例措置 > サンシャイン観光推進特区をご活用ください

【特区制度の概要】

本特区制度は、市内の特定復興産業集積区域内において、いわき市を訪れる観光客等に対するサービスや地場製品の提供など、いわき市の観光振興に資する事業を行う「法人」や「個人事業者」の方が、事業用の設備などを新たに取得又は、震災で被災された方を雇用した場合などに税制上の特例措置が受けられるものです。

【期間】

令和8年3月31日まで

【特区の対象者】次の要件をすべて満たす事業者が対象となります。

「特定復興産業集積区域内」

平地区、小名浜地区、勿来地区、植田地区、常磐地区、四倉地区、
内郷地区、久之浜地区、薄磯・豊間・江名地区等の沿岸地区

詳細については、いわき市公式ホームページにてご確認ください。（いわき市トップ
産業・ビジネス 産業振興 サンシャイン観光推進特区について）

「集積を目指すとした業種」

直接的に観光に関連する業種の例・・・**宿泊業、温泉浴場業、旅行業** など
間接的に観光に関連する業種の例・・・**飲食店、飲食料品小売業、広告業** など

「いわき市の観光振興に資する事業」

いわき市の魅力を発信し観光誘客を推進することをねらいとしているため、

「**観光客を相手にする事業**」や「**観光誘客につながる事業**」を展開する必要があります。

観光振興のためにどのような事業に取り組むのか、具体的な内容をお示しいただくこととなります。



【特例措置の内容】 次の税制上の特例措置が設けられています。

国税

税制上の特例措置	特例の内容
【法37条】 事業用設備等に係る特別償却 又は税額控除	事業用施設・設備等を新設・増設した場合、 機械装置、建物（附属設備、構築物を含む）の投資に係る特別償却又は税額控除ができます。 ○機械装置・・・ 取得価格の50%の特別償却、又は15%の税額控除（注1） ○建物等・・・ 取得価格の25%の特別償却、又は8%の税額控除（注2） 賃貸を目的に、店舗等を新たに建設する場合、賃貸している既存の店舗等を増設する場合、 器具備品や自動車を購入する場合、中古設備を購入する場合は、 <u>特例の対象となりません</u> 。 （注1）令和7年度：取得価格の45%の特別償却、又は14%の税額控除 （注2）令和7年度：取得価格の23%の特別償却、又は7%の税額控除
【法38条】 法人税等の特別控除	被災された方を雇用した場合、 被災被用者 の給与等支給額の10%を税額の20%を限度として控除ができます（注3）。 被災被用者とは次のいずれかに該当する者です（新規雇用に限りません）。 ○平成23年3月11日時点で、特定被災区域内（いわき市全域が含まれる）の事業所で勤務していた者 ○平成23年3月11日時点で、特定被災区域内（いわき市全域が含まれる）に居住していた者 （注3）令和7年度：給与支給額の9%を税額の20%を限度として控除ができます。

地方税（法37条の指定を受けた場合、次の地方税の特例措置を受けることができます。）

税目	特例の内容	お問い合わせ先	
法人・個人事業税（県税）	所得（又は収入）金額のうち、対象施設等に係るものに対して課される事業税の免除（5年間）	いわき地方振興局県税部(事業税担当) 電話：0246-24-6032	詳しい内容については、福島県公式ホームページをご確認ください。 (https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115d/zeimu42.html) 
不動産取得税（県税）	対象施設等及びその敷地である土地に対して課される不動産取得税の免除	いわき地方振興局県税部(不動産取得税担当) 電話：0246-24-6033	
固定資産税（県・市課税分）	対象施設等に対して課される固定資産税の免除 （新たに課される年度以降5か年度分）	いわき地方振興局県税部 電話：0246-24-6033	詳しい内容については、いわき市公式ホームページ（資産税課）をご確認ください。 (https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1001000003571/index.html) 
		いわき市役所資産税課償却資産係 電話：0246-22-7434	

ご相談ください【お問い合わせ】いわき市役所5階 観光振興課 観光企画係 0246-22-1292（直通）